

法学研究科

I	教育水準		教育 6-2
II	質の向上度		教育 6-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、当該研究科は法政理論専攻と法曹養成専攻の 2 専攻からなるが、法政理論専攻では、研究者養成という教育目標に適った教育課程を遂行するのに必要な教員を確保し、質・数ともに法令の基準を満たす教員が配置されており、また法曹養成専攻においても、教育目的を達成するために必要な科目について高度の教育能力を有する研究者教員と実務家教員を任用するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、法曹養成専攻では、授業アンケートの実施、教員懇談会（FD 会議）の学期毎の開催、意見書・要望書ボックス（いわゆる目安箱）の設置、外部評価委員会による点検・評価のための委員会の開催等が行われている一方、法政理論専攻では、学生からの申し出に応じて指導教員や教務委員、教務担当事務職員が対応するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

〔判断理由〕

「教育課程の編成」については、法政理論専攻では、研究者養成という目的に沿い、法学・政治学に関する総合的な識見に加え、国際的な視野を持ち、原理的問題と現代社会への関心を備えた卓越した研究者を養成するために必要な科目を各専門分野において実施するとともに、法曹養成専攻においては、教育目的を達成するために必要な科目、すなわち基礎科目、基幹科目、関連諸科学科目、応用展開法律科目、実務演習科目を、それぞれの位置・性格に応じて、必修科目または選択必修科目として段階的・体系的に配置するなど優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、法曹養成専攻では、授業アンケート等を通じて示される学生の要望について教務委員会や教員懇談会で検討する一方、社会からの要請に対応するものとして実務選択科目（エクスターンシップやリーガル・クリニック）を配置するとともに、法政理論専攻も含めて、科目等履修生、聴講生、研究生を受け入れるなどして社会からの要請に対応する一方策とするなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

〔判定〕

期待される水準を上回る

〔判断理由〕

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、法政理論専攻では、研究者養成という教育目的に沿って、基本的に少人数での演習方式の授業形態が採用されている一方、法曹養成専攻においては、講義、演習、双方向多方向形式といった種々の形式でしかも高い水準の研究を反映した授業として展開するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、法政理論専攻および法曹養成専攻ともに、年度始めに適切な履修指導を行っており、また研究や学習に関する相談も、各専攻の教育目

的に応じた形で実施する一方、学生の自主学習に対する施設面での配慮として、法政理論専攻では共同研究室（一名 1 机）を用意し、法曹養成専攻においても学習室・自習室（同じく一名 1 机）を適切に用意するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、法政理論専攻においては一定数の修士・博士の学位取得者を生み出しており、また学生が執筆し公表した論文の水準も高い一方、法曹養成専攻の学生については、第 1 期生は全員が留年せずに修了しているうえに、司法試験の合格率も高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、法政理論専攻では授業評価は実施されていないが、法曹養成専攻で行われている授業アンケート等を通じた学生の意見聴取では、満足度についておおむね良い結果であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、法政理論専攻の学生は、論文を執筆のうえ当該研究科およびその他の大学や研究機関に教員・研究者として数多く就職しており、他方法曹養成専攻の学生は、その大半が修了後に司法試験を受けて実務法曹となるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、法曹養成専攻では、学生以外の関係者からの意見聴取を組織的に実施するまでには至っていないが、法政理論専攻については、他大学の教員として継続的に人材を輩出していることなどから、学界や高等研究機関において高い評価を受けていると推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 2 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。